

Title	学校における水泳事故とその対策：事故に対する責任と教員の安全管理義務
Sub Title	Accidents involved in school physical education and measures to counter such accidents : responsibilities for accidents and teachers' obligations for safety administration
Author	高嶺, 隆二(Takamine, Ryuji)
Publisher	慶應義塾大学体育研究所
Publication year	1982
Jtitle	体育研究所紀要 (Bulletin of the institute of physical education, Keio university). Vol.22, No.1 (1982. 12) ,p.61- 76
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00135710-00220001-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

学校における水泳事故とその対策

——事故に対する責任と教員の 安全管理義務——

高 嶺 隆 二*

- I. はじめに
- II. 判例（水泳の飛び込み負傷事件）
 - 1. 事件の概要
 - 2. 訴状による学校並びに教員の過失
 - 3. 被告の答弁
 - 4. 注意義務と賠償責任
 - 5. 賠償金額の算定構造
- III. 証人の証言とその考察
 - 1. 飛び込み技術並びに指導法と事故原因
 - 2. 事前の安全対策と事故後の対処の仕方
- IV. ま と め

I. は じ め に

学校の教科としての体育活動中に発生する事故に対する法的責任を追求する事件が増加の傾向にある。本質的に危険な要素を内包する体育・スポーツ活動には決定的な安全対策や事故防止策は示されておらず、専ら現場の教員の努力に委ねられているのが実状である。かような状況の中で事故に対する法的な責任を負わされる場合はどのようなときか、またどの程度の安全管理義務が要求されるかを知る術としては、事故に関する訴訟の判例を参考にするのが妥当であろう。

本研究は、体育の中でも危険度の高い一つに数えられる水泳中の事故に対する損害賠償請求訴訟の判例をとりあげ、事故に対する責任と要求される安全管理義務及びその事後処理の方法等について考察を試みたものである。

水泳指導の中で最も難しい技術の一つに飛び込みスタート（Diving-Start）がある。水面上の

* 慶應義塾大学体育研究所専任講師

学校における水泳事故とその対策

高い位置から逆さまに水中に飛び込むスタートのやり方は、慣れない者にとっては大きな恐怖を伴うものである。

Diving-Start は、一旦マスターすれば水泳の中で最も面白い技術の一つである。しかしその反面最も危険度の高いものであることも確かである。

水泳の熟練者は水深1メートルのプールであっても安全に行なうことができるが、未熟練者は往々にして深く潜りすぎてプールの底に頭部をぶつけることがある。このために頸椎を損傷して入院生活を余儀なくされたり、また運悪く死に至る者も出ている。

本文で参考とする事件（文末の資料参照）は、ある高校の男子生徒が、教員の居合わせない休み時間中のプールで Diving-Start の練習を行ない誤って頸椎を損傷し、以後寝たきりの状態になったことに関して損害賠償請求訴訟を起こしたものである。

本訴訟は、最終的には裁判所の和解勧告により被告が1,500万円を支払うことで和解が成立したものであるが、その過程における証言をもとに、被告の責任となる安全管理義務違反というものをさぐってみることにした。

II. 判 例（水泳の飛び込み負傷事件）

1. 事件の概要

昭和50年6月18日、O県立N高等学校1年男子生徒Aが、2時限目の授業終了後に次の水泳授業のためにプールに行き、始業時刻前にプールに入ってスタート台（水面上62センチメートル）からスタートの練習で水中にとびこんだ瞬間に頸椎を損傷し、入院加療を続けたが以後寝たきりの生活となった。このため本人並びに両親が県を相手に総額1億円余の損害賠償請求を行なったことに関し裁判所は、和解勧告を行ない、被告は1,500万円支払うことで和解が成立した。（N地方裁判所，昭和51年(ワ)第372号）

2. 訴状による学校並びに教員の過失

公立学校の校長ないし教員は、学校教育法により生徒を親権者等の法定監督義務者に代って保護し監督する義務があり、正規の体育の授業として水泳訓練を企画し実施するに際しては、水泳訓練に内在する危険性に鑑み、職務上当然に生徒の生命・身体の安全について万全を期すべき注意義務を負っていたものである。しかるに本校に於いては、

- (1) 水泳の練習に当たっての注意事項としては、プールサイドを走らないこと、朝食をとるようすることを口頭で注意しただけでその他については一切注意を与えなかった。
- (2) 生徒達は、前の授業が終ると直ちにプールに行き、授業開始前又は教員到着前にプール

学校における水泳事故とその対策

に入り練習していたが、教員に注意されたことが無かった。

- (3) 本件事故の前年にも同校1年の生徒がやはり飛び込みで頭を打ち救急車で病院に運ばれ入院するという事故がありながら危険な事故の発生を防止し、生徒の生命・身体の安全を図るという教育者としての基本的な姿勢に欠けていた。
- (4) 同プールの水深は、満水時1メートル20センチメートルであるが、当日は溢水のため5～10センチメートル水位が下がっていて、高校生が飛び込む場合に頭をプールの底面にぶつけることは充分予測されたにも拘わらず注意を与えることもなく見過していた。

以上のように事故を未然に防止するための措置をとるべき注意義務を怠った過失がある。

3. 被告の答弁

- (1) 同校は、プールの安全使用に関する諸注意を担当教諭が水泳授業を通じ、時には校長が朝礼の訓話の中で全校生徒になしている。又プール出入口には「心得」を常時掲示し、各生徒の注意を喚起している。
- (2) 担当教諭は、最初の水泳授業の時間に①休み時間及び昼休み時間中の水泳を厳禁する、②放課後は勿論のこと授業時間内でも教諭の指導監督なしには絶対にプールに入らないこと、③自己の泳力を過信して無理や油断をしないことなどの注意を行い、その後もこれらの注意を怠らなかった。
- (3) 前年の事故の生徒も担当教諭の指示なしにプールに入ることを禁じられていたにもかかわらず教諭の到着前に入水して事故を起こしたものである。同人の後遺症はない。
- (4) 当時のプールの水深は1メートル16ないし1メートル17センチメートルであった。
- (5) スタートの飛び込みの指導は全員に統一的に段階的指導を行い、フォームが不安定な場合は危険なことは生徒も承知していた。Aは水泳が上手で、水泳の基本もマスターしていて、スタート台からの飛び込みも上手な生徒であった。

従って、Aが事故を起こしたのは、自己の泳力を過信し、得意になって故意に飛び込む際のフォームをくずし、且つ鋭角にプールに飛びこんだためである。又、入水を厳禁されている休み時間中に担当教諭の目を盗んで勝手にプールに入り事故を起こしたものであるから、正に自損行為と言う外ないのである。

4. 注意義務と賠償責任

原告の主張する注意義務違反とそれを否定する被告の答弁は以上の通りであるが、事故に対する損害賠償責任が生ずるために現行法下では事故の原因となるべき何らかの過失が被告側に無ければならない。この場合の過失とは、安全に対する注意義務の懈怠ということである。施

学校における水泳事故とその対策

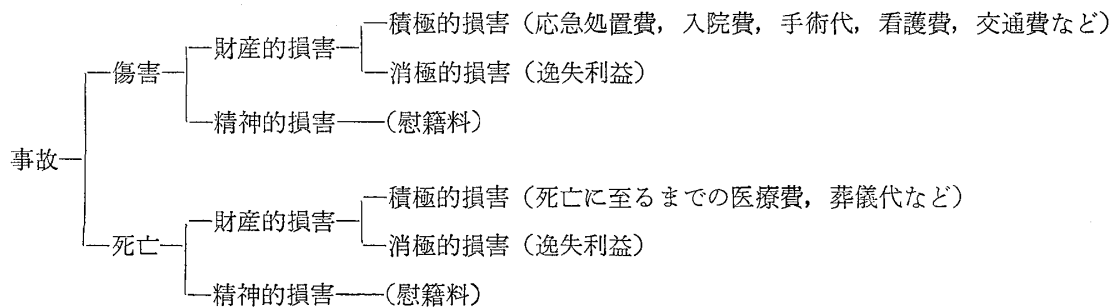
設、用具の欠陥や教員の指導の誤り、注意力の不足などを指す。

教員に要求される注意義務は、運動を行わせる場合に予想される危険を予知し、予知された危険を回避するための行動をとる義務である。

裁判では従って、注意義務違反とされるものの有無が争点となり、その因果関係の大小によって賠償額が決定される。

5. 賠償金額の算定構造

被害者及びその家族が損害賠償を求める訴訟を起こすとき、その額を算定する要素は下図のようになる。



ひとたび事故が発生したとき、学校当局においては上記図式に則って当面財産的損害のうち積極的損害に相当する費用をどうするかが重要な対策である。逸失利益や慰籍料は事故の原因解明が進みその責任分担が明確にならなければ、一方的に算定できる性格のものではない。

III. 証人の証言とその考察

1. 飛び込み技術並びに指導法と事故原因

(1) 原告A：水泳はバタフライ以外は何でもでき100メートルは泳げる。中学時代はクラスで2番目に速かった。25メートルを19秒で泳げた。このプールでの飛び込みは何回も経験しているが、これまで額をプールの底でかすった程度のことはあった。当時のプールの水深は水面が10ないし15センチメートルぐらい下がって浅くなっていることは知っていた。

この時の飛び込みの目的は、飛び込んだままの惰性を生かしてどのくらいまで進むかをテストすることであった。それは泳力テストのタイムをいくらかでも良くするためである。そのフォームは、耳の後の方を両腕ではさむようにして、手先から入水するように腕を伸ばし、更に水面に対してできるだけ平行に飛ぶこと、即ち、入水時できるだけ深く潜らないように飛ぶのが良いと思った。

飛び込んだ瞬間にガーンとした感じを受け意識はあったが両足と左手が動かず何とか水

学校における水泳事故とその対策

面に出ようと努力しているところを助けられた。その衝撃が水面にぶつかった時のものか、又はプールの底で打ったものであるかは分からない。底で打ったという感じは無かったし外傷も無かった。友人にフォームを見てくれと言ったのは、飛び込んで水面に頭が出るまで惰性でどのくらい進むかを見てもらいたかったからであって、その時特に普段と変わったフォームで飛び込んだのではない。

- (2) 指導教諭 Y：体育の専門種目は陸上競技の投てきであるが、水泳は普通の人並みにできる。飛び込みもできるが現在中耳炎を患っていてやっていない。

飛び込みの方法については、スタート台に立たせ両腕を水平に伸ばし足腰のバネで飛び込み、水中では軽く頭をあげるような気持で上に浮上するように指導している。

スタート台上からの飛び込みは、一般に生徒は恐がっているが、自分自身は別に不安感はなく特に危険かどうか考えたことはない。

A君の水泳能力については他の生徒から普通だったと聞いている。しかしA君がどんな顔で、どの程度の水泳能力をもっているかは当時知らなかった。

- (3) 目撃者 (Aに見ていて欲しいと頼まれた友人)：ひと泳ぎしてプールから上った時、後を追うように上ってきたA君から「飛び込むから見ていてくれ」と言われスタート台に立ったA君の後方1メートル弱のところに腰を下ろして見ていた。特に何を見るかは言われなかった。自分の視力は裸視で0.0いくつで乱視も入っているので、ややぼやけて見えるが形はわかった。A君の飛び込みは普通だったが少しフォームが大きく、座っていたせいもあるが少し高さがあり自分の位置からは飛びあがるような形に見えた。

フォームはきれいに見え、無茶な感じは受けなかった。

飛び込んでそのまま沈んだので友人の一人が助け上げた。後の方から見ていたのでA君の入水角度ははっきりしない。A君の頭や額の傷には気付かなかった。

大きく飛ぶという表現は、より高く、より前に飛ぶということを意味する。

- (4) 鑑定人 (被告側)：本件事故の場合の頭部に受けた衝撃は何であるかを推測すると次の三通りのケースが考えられる。①入水時の水面による。②先に着水した手に頭が激突した。③水面に首が曲がった状態で首の方からまず着水し、そこでブレーキがかかり、その後下半身が曲がりながら重みがかかって頸骨に衝撃を受け、そういう状態でさらに水底に行ってもう一回衝撃を受けた。
- (5) 生徒①：はじめは排水口 (オーバーフローの意と思われる) から飛び込み、次第に高い位置から飛び込むよう指導された。フォームについては、両腕で耳をはさむよう指示された。先生はプールサイドで動作で示していた。

同 ②：はじめ排水口のところから次にプールサイド、スタート台の下、と進み最後に

学校における水泳事故とその対策

スタート台上から全員が飛び込んだ。先生がフォームを示してくれたのではなく、上手な生徒がいてその人の飛び込むのを見てやらされた。

同 ③：本件事故前にはフォームについて指導を受けたことはない。事故後に動作で両腕を耳につけて飛び込むように教わった。

同 ④：排水口のところからプールサイド、飛び込み台の下、飛び込み台へと段階的に練習させられた。実際に先生が飛び込んだことはなく、上手な者に飛び込ませ、それを他の生徒に見せて引続き飛び込ませていた。先生はいつもトレーニングシャツを着て私共に水泳を教えておられた。

<考察>

以上の証言から事故と指導方法に因果関係があるかを推測することは冒険かもしれないが、Diving-Startの危険性という観点から指導の問題点について考察し、更に事故の原因を追求した。

(1) 担当教員の水泳指導資格について

担当教員は大学時代から中耳炎を患っていて元々水に入ることができない身体であるために、トレーニングウェアを着用したままで指導に当たっていたことが、教員自らの証言及び生徒の証言により明らかにされている。

学校の人事面での事情によるものであろうと思われるが、前もって直接指導に不向きな教員をあたかも何事もないかのように現場を任せた学校当局の管理体制が責められて良い。この意味で、指導不適格者に水泳指導を委任している校長が責められるべきものである。

(2) 指導法について

教員の身体上の問題で直接指導ができないので、当の授業は飛び込みに関しては著しく不適当なものであった。

手順としての水面上の低い位置から段階的に高い位置へと進んだ過程については問題はないが、自ら実践しフォームの指導を為すべきところを言葉と陸上動作で指示し、更に上手にできる生徒に模範を代行させ、他の生徒にそれを真似させるといった方法は、水泳能力の未熟な生徒の指導方法としては危険この上ないものである。

危険性の認識の全く無いことが、このような指導法に何の疑問も持たない理由と思われるが、教員自らが実技できないものなら、カリキュラムから除外すべきであり、飛び込み台上からのスタートは禁止すべきものである。

この適切さを欠く指導方法と事故原因との因果関係があるかどうかは定かではないが、被害者Aが飛び込みフォームの基本（腕の位置）を誤っていることから、動作の指導が十分に生徒に伝わっていなかったことが伺える。

学校における水泳事故とその対策

(3) Aの事故原因の考察

被告側鑑定人は、負傷の原因である衝撃の正体について三通りの推測をしているが、その中では第一番目の入水の際の水面による衝撃とみるのが妥当と思われる。

その根拠については次の通りである。

本人が目的を果すためのフォームとは、両腕で耳の後をはさみつけるように手を伸ばし、できるだけ水面に平行に飛び出して水中浅く入水するというものである。

普通では耳を両腕ではさみつけるように手を伸ばすのであるが、耳の後方をはさみつけようとすると、首は普通より大きく前傾することになる。この姿勢で手先から入水すると頭部の入水時には普通額と頭頂部の間で水圧を受けるところを、やや後頭部寄りの部分で受けることになる。このために首は水に押されて更に深く前傾させられる。これだけでもかなりのショックを受けるものであるが、当のスタートでは惰性を生かすべく通常より強く蹴り出されているので受けるショックも大きく、瞬間的に急激な首の前傾が行なわれたはずである。この急激な首の動きのために頸椎の負傷という事故は起こったものと思う。

額や頭にすりきず、打撲等の跡が見られないことからプールの底との接触は無かったと見るのが適当である。

この腕の位置は証人に立った生徒等の習ったものと異なっている訳であるが、Aは普段より水泳にはかなり自信を持っていたことや技術面の知識も他の生徒より多くのものを持っていることを伺わせる証言をしており、更にわざわざ友人に見てくれるように頼んで飛び込みを行なったことを合わせて考えると、当の飛び込みは普段の何気ない飛び込みとは異なったフォームであったろうことは予想に難くない。従って被告の主張する過信による無理な飛び込みフォームによる自損行為と言うこともできる。

事故が教員不在中のもので教員の監視の義務違反が謳われているが、このように教員の指導と異なったフォームであったなら、例え教員監督下といえども果して事故が防止できたかどうか疑問である。

水面でのショックによる頸椎損傷の事故例は少ない。一般に飛び込み事故は、プールの底に頭をぶつけたケースがほとんどで、水面での負傷のケースは稀である。従って通常の注意力では予測するのは不可能であるとして不可抗力によるものとされる可能性が大である。

昭和51年、姫路市立中学校の女子生徒が、教員の「ヘソのあたりを見て飛び込め」という指示通りにプールサイドから飛び込んで首の骨を痛め胸から下がマヒした事故で4,000万円の賠償請求訴訟を起し、事故は不可抗力であったとする市との間で継争中であるという報告がある。(昭・54・6・16神戸新聞)

2. 事前の安全対策と事故後の対処の仕方

(1) プール使用規定の有無

被告答弁の中に述べられている「教員の指導監督のない場合のプールへの入水禁止」についての生徒等は次のように証言している。

生徒①：そのようなことは聞いていない。

同 ②：中学時代は厳しくされたので勝手にプールに入るのは悪いことだと思っているが、プールに入っていてしかられたことは無かった。

同 ③：そのような注意を受けたことはなかった。二度ほどプールに入っていて、先生が来たらプールから上がったが怒られたことは無かった。

同 ④：本件事故後には授業開始前にプールに入らないことという注意があったが、以前にはなかったと思う。

(2) 事故発生後の処置

事故直後の処置についての証言は次の通り。

生徒②：事故を聞いて、プールサイドに出て、引きあげられたA君の手足をもんでやった。A君は始め寝かされていたのを椅子にかけさせようとしたが椅子にかけられなかったので、再びプールサイドに寝かせた。

担架を取ってきてA君を乗せて養護室に運んだ。先生は私に頼むと言って、そのまま授業を続けられたと記憶している。

同 ③：先生は、A君が引きあげられてプールサイドに寝かされている頃来られたと思う。

同 ④：私を含めて4人で運び、1人を部屋に残して外に出た。はっきり憶えていないが養護の先生はその時いなかったと思う。

Aのクラス担任教諭：3時限目の自分の授業（生物学）が終ろうとした時、生徒が知らせてくれ、すぐに保健室に行ったところA君は寝かされていた。案外元気な様子だったが、周囲にいた先生方が感覚がおかしくなっているというので救急車でN中央脳神経外科に運んだ。

水泳担当教諭：事故を知ったのは、始業ベルを聞いてプールサイドに入ったところである。すぐ生徒を集めて担架を持って来させA君を乗せて保健室に運ぶよう指示してそのまま授業を続けた。（授業終了後）クラス担任の先生と救急車で病院に運び、そこでA君の両親に会った。その間、A君が飛び込みの練習をしていたという話は聞いていない。

(3) 事故原因究明と家族との接渉

Aのクラス担任教諭：事故当時、騒然としていて、生徒を病院に連れて行くことだけを考えていたので事故の原因等については聞いていなかった。後で教頭に真相を明らかにし、対策を考えなければということで実情調査を求めた。その4、5日後、教頭から職員会議で、目撃者

学校における水泳事故とその対策

がないので実情がつかめない。さらに調査をするという中間報告があった。父兄からのどうなっているのかという問い合わせに対しては、教頭の間接報告にあったような、「飛び込みの状態が悪かったのではないか」というような報告を逐次行なってきた。

昭和51年2月初め頃、事故防止対策と被害者への救援という話合いがあり、職員1人当たり1,000円以上の寄金をつのり、合計10万円位を見舞金としてA君に渡した。自分は担任として早く実情を知りたかったが、学校側は、原因がはっきりつかめなかったようだ。

<考察>

(1) 学校の安全対策について

学校側は答弁の中で、水泳授業開始に当たってプールの使用規定の通達など安全対策は万全であったと述べているが、生徒等の証言では完全にそれが否定されている。

プールの使用規定の中で休み時間中、昼休み時間中及び放課後といえども教員の指示のない場合にはプールに入ることを厳禁しているとも言っているが、現に多くの者が禁を犯しているのを目撃されているのに注意することもなく放置していたことを示している。

このように事故を防止するための注意事項は無いに等しく、被害生徒が禁を犯して勝手にプールに入って云々という抗弁は全く意味のないものである。

ところで、本件のような休み時間中の事故において学校側の注意義務違反を問えるかどうかの問題であるが、判例では、時間外の安全管理義務を認めたものがある。

判例：水泳講習終了後、一人の受講生が勝手にプールに残り溺死した事件で、次のように述べて主催者の注意義務違反を認めた。

「受講者は、プールの使用が可能な限り指導者の指示に背いても独りプールに入るとは往々にしてありがちなことであるから、任ある者は講習時間外の水泳を禁ずるための適切な措置を講じ、もし禁を犯すものを発見したときは直ちにこれをやめさせる等適宜の処置をとり得べき態勢をとるべきものであって、……(中略)……講習終了後といえども常時プールに配置される立て前の水泳教師ないし監視員としてはその任務を解除されたものとはいえない。」(東京地裁 昭和39年10月判決昭和37年(ワ)第1203号 YMC A水死事件)

本件と判例では、開始前と終了後の違いはあるが、業間のプール使用という点では同質のものであり、この間の水泳禁止という規定があれば当然禁を犯すものへの適切な指示が無ければならないのであり、それを見過して事故が発生したことについては、その過失によって責めを負わされるとしなければならない。(なお、本判例では溺死した受講生は21歳の大学生で、当人にも勝手に泳いだ過失ありとして9割の過失相殺をした。)

(2) 救急対策について

事故の負傷者を目の前にして担当教員のとった行動は、生徒達に担架で保健室に運ばせたこ

学校における水泳事故とその対策

とだけであったのであるが、その場で事情を確かめるなり生徒の容態を観察するのが教員の義務である。保健室に付添うこともやらず授業を継続し、更に病院に行ってなおその時点でも事故がなぜ起きたかすら知らなかったということは言語同断である。

指導に当たる教員は事故防止のための注意義務を負うと同時に、事故に際しては、医師の領分を犯さない範囲内で最大限に可及的速やかに負傷者を救護する義務も負っているはずである。

(3) 学校の事後処理体制

クラスの担任教員の証言が語るように学校の事故に対する対処の仕方はあまりにも杜撰である。日本学校安全会の廃疾見舞金の給付は行なっているのであるが、肝腎な被害生徒ならびに家族に対する精神的な配慮が全くなされていないことが分かる。

事故の真相の究明は本来、水泳担当教員が積極的に行ない、校内はもとより家族に詳細に報告し生徒の容態をよく知り対策を立てるべきところ、資料で見ることでは、クラス担任教員が一人で苦慮している。

真相究明は遅々として進まず、翌年2月になって初めて事故防止対策と被害者への救援という話合いがあり、10万円余の見舞金を出すことになったと証言しているが、これらの行動は事故直後にあるべきことであり、一向に進展しない学校の調査に家族等の気持が訴訟へと傾いていったことは容易に想像できる。

このような事故の直後は、先ず家族の気持ちを慰めるよう努力することが大切である。

裁判になる例の多くは、相手側に誠意を感じられないとするものである。

家族にとって病人をかかえこむことによる精神的な負担や将来に対する経済的な不安は、並たいていのものではない。

学校としては、事故後は時間を置かず事故の原因究明を行ない、責任について検討し、被害者やその家族に対して誠意をもって報告し、おだやかな話し合いの中で意のあるところを汲みとってもらい努力が大切である。

そのための見舞金、見舞品の用意は欠かすことができない。

訴訟に持込まれる前に話し合いによる諸問題の決着をつけることが、教育の場での事故の解決法としては最も望ましい形である。

IV. ま と め

本件事故に関する訴訟は、4年半にわたって争われ、裁判所の和解勧告に従って被告が原告らに対し1,500万円を支払うことで解決を見たものである（文末の資料末尾参照）。

学校における水泳事故とその対策

たとえ和解が成立しても、4年半の歳月を費したことを思うと、双方に後味の悪さを残したことであろうと思われる。

学校当局が、もう少し事故を重大に受けとめて、被害生徒及びその家族を思いやっていたら、訴訟までは発展しなかったのではないかと思う。結果的に、日本学校安全会の災害給付金だけで終らせようとしたことが、家族の心証を害したように感じられる。

必ずしも非を認めることが正しいとは言えないが、生徒の将来を考え、このような事故の犠牲者の救済を念頭に置いた保険制度の運用等の準備をし、その家族等を納得させられるような誠意のある交渉の継続が望まれるところである。

本件事故訴訟を通じて感じることは、現場での指導の良否に関わることよりも、事故後の処置、対応の大切さである。

同校では、教頭が中心になって原因究明及び対策を進めているのであるが、水泳指導に当たった教員は訴訟を起こされてから初めて、目撃者に事情を聞いたり、指導要領を作成したりしていることが判明しているが、もっと積極的に学校全体の問題として問題解決に努力すべきであったと痛感させられる。

我々教員は、これに類する事故を決して、対岸の火事と片付けるべきではないことを肝に銘じたい。

学校における水泳事故とその対策

〈参考資料〉

訴 状

原告 A
右未成年につき
法定代理人 父 B
同 母 C
原告 B
原告 C
右原告等三名訴訟代理人
弁護士 H
同 H,S
被告 O 県
右代表者知事

損害賠償請求事件

訴訟物の価格 金108,844,684円也
貼用印紙額 金547,400円也
予納郵券 7,500円也

請 求 の 趣 旨

1. 被告は、原告Aに対し、金100,014,684円、同B、Cに対し、それぞれ金4,415,000円及び右各金員に対する本訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで、いずれも年5分の割合による金員を支払え。
 2. 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに第1項につき仮執行の宣言を求めらる。

請 求 の 原 因

1. 原告A（昭和34年8月20日生。）は、原告B、同C夫婦の長男であつて、昭和50年6月18日当時、O県N高等学校1年に在学していた者であり、訴外Xは同校校長として、又、訴外Yは同高等学校の体育教諭として、右昭和50年6月18日当時、それぞれ原告Aを指導監督していた者であり、更に被告O県は、O県N市に前記県立N高等学校を設置して、その執行機関であるO県教育委員会を通して、右高等学校の施設、設備等を管理運営すると共に、同高等学校教職員の服務を監督していたものである。
2. （本件事故並びに被害の発生）
 - (1) 前記の通り、原告Aは県立N高等学校1年に在学中であつたところ、昭和50年6月18日、同校体育館1階のプールで行われた3時限目（午前11時から50分間）の体育の授業開始時間到来後間もない午前11時過ぎ頃、級友達にまじつて飛び込みの練習をすべく、プールに設置されたスタート台から、水深約1メートル5ないし10センチの水中に飛び込んだところ、プールの底に前頭部を激突して、直ちに浮き上がることができず、やっと浮き上っても手足が麻痺して身体の自由を失ひ、水中でもがき苦しんでいるところを、近くいた級友達によってプールサイドに引き上げられた。
 - (2) 原告Aは本件事故発生後、担架で同校保健室に運ばれ、3時限目の授業終了時間頃まで体育担当教諭訴外Y

学校における水泳事故とその対策

らに様子をみられた後、救急車でN中央脳神経外科に運ばれ、入院診療を受けた。その結果、頸椎を損傷していることが判明した。同外科における入院診療は、本件事故発生当日より同年7月31日まで為されたが、その間、頸椎損傷による膀胱直腸障害で尿閉症状をきたして排尿が出来ず、尿道に管を通して尿を採取していた為に膀胱炎を併発して高熱を出したり、更には運動知覚麻痺が生じていて、一ヶ月半近くもベッドに仰臥位のまま横たわっていたため、背中臀部の褥瘡がひどく、大きなやけど状になっており、又、頸椎の固定さえままならない状態であった為、原告B、原告Aの叔父訴外Dの両名が各地の専門医を訪ねて相談した結果、前記外科のO医師の紹介もあって、原告AをK大学医学部附属病院に転院させることにした。そして同年7月31日、原告Aは父原告B、叔父訴外Dに介護されて、K医大附属病院に入院し、同病院で頸椎前方固定手術、排尿訓練を受けると共に、褥瘡の手当を受け、更に両前腕腕移行手術を受ける為に、事故1年2ヶ月を経た今日に至るも、入院生活を送っている。

- (3) 前記の通り原告Aの受傷は脊髄損傷、それも第5頸椎脱臼骨折という非可逆性の極めて重篤な傷害である為、上肢肘関節以下及び胸部以下は、完全に運動麻痺、知覚麻痺を生じ、反射機能も消失して、ベット臥床の入院生活を続けており、膀胱直腸障害もあって糞尿排泄も不随意失禁状態であり、以上の症状は永続性のもので、今後治癒の見込みは全くなく、食事、排泄、入浴その他日常生活を営む上に、生涯終日の介護を要する状態にある。又、背中、臀部に褥瘡があり、毎日ガーゼ交換を要するほか、膀胱直腸障害による尿路感染症を防ぐため、長期間にわたり定期検診、治療を受けなければならない状態にある。

3. (本件事故の責任原因)

- (1) 公立学校の校長ないし教員は、学校教育法により生徒を親権者等の法定監督義務者に代って保護し監督する義務があり、右監督義務は高等学校における教育活動及びこれと密接不離の関係にある生活関係の範囲に及ぶものであるところ、本件水泳の練習は、体育の授業として行われたものであり、正規の教育活動であるから、生徒の親権者等に代ってこれを保護監督する任務を負う校長ないし体育教諭は、体育の授業として水泳訓練を企画し実施するに際しては、水泳訓練に内在する危険性に鑑み、職務上当然に生徒の生命、身体の安全について、万全を期すべき注意義務を負っていたものである。
- (2) 本件において県立N高等学校体育教諭訴外Y、同校校長訴外Xにつき、前記注意義務違反の過失があったかどうかにつき検討する。
- ① 訴外Yは、原告Aのいる1年16組と1年15組の各男子ばかりを1クラスとした体育の授業を担当していたところ、体育の授業として水泳訓練及び水泳のテストをすることにし、昭和50年6月初め頃の体育の授業時間中に、右クラスの生徒達に対して、「クロール、背泳、平泳ぎ、潜水の各テストをするから、よく練習をするように」告げ、同旨の内容をマジックインキで紙に書いて教室前方の黒板の傍に掲示した。
- 然しながら、水泳の練習に当たっての注意事項としては、プールサイドは走らないようにすること、朝食をとるようにすることを口頭で注意しただけで、その他については一切注意を与えていなかった。
- ② 本件事故発生当日まで、水泳の授業は6、7回あったが、生徒達は前の授業が終ると直ちに各自同校体育館1階のプール更衣室に行き、水着に着がえて洗体、準備運動をした後、授業時間開始前、又は教師到着前から、プールに入ってパタ足、飛び込み、その他テスト科目であるクロール、背泳、平泳ぎ、潜水の練習をしていたもので、これにつき、訴外Yから何ら注意を受けたことはなかったのである。
- ③ 本件事故当日、原告Aは2時限目の地学の授業を受け終った後、3時限目の体育の授業を受けるべく級友と一緒に運動場を横切って、体育館1階にあるプール更衣室に行き、水着に着がえてシャワーを浴びる等洗体した後、プールサイドに行って準備体操をした。その時には、プールサイドにはかなりの生徒達が来てお

学校における水泳事故とその対策

り、又、10数名の生徒達は既にプールで水泳の練習中であつたので、原告Aは、これらの生徒に混じって、25メートルプールを、南側の体育館入口方向より北側の奥の方へ向かって泳ぎ渡り、一旦プールから出た。

そして、奥の方は空いていたので、スタート台から飛び込みの練習をしようと思い、4コーススタート台に上がり、1年15組の生徒のM、N兩名に自分の飛び込みのフォームを見てくれと頼んで、水中に飛び込んだところ、前述の通り、プールの底に前頭部を激突して、第5頸椎脱臼骨折という非可逆性の重篤な傷害を受けたものである。

- ④ 右原告Aの傷害につき、訴外X、同Yの過失につき検討すると、前述の通り、訴外Yは、昭和50年6月初め頃水泳の授業を開始するに当り、生徒に対して水泳のテストをする旨話し、注意事項としては、プールサイドを走らないことと朝食をとることを口頭で告げただけであつた。そして本件事故発生日まで水泳の授業は6、7回為されたのであるが、そのいずれの場合にも生徒達は授業開始時間前又は授業時間開始後、右訴外Yの到着前に既にプールに来て、各自水泳の練習をし、本件当日もかなりの数の生徒が、訴外Yの到着前に既にプールに入って練習をしていたものであるが、訴外Yは、右プール内を見おろせる体育館の中二階にある体育教室にいて、これらの事実を知悉しながら、自分がプールサイドにおりていくまでは、プールに入らないように生徒に注意を為し、又、指示を与えることもせず、自分は体育教室に入ったまま、生徒を放置していたものである。

本件高等学校においては、本件事故の前年たる昭和49年7月12日にも、当時同校1年生であつた訴外Iが、水泳の練習中同校プールに飛び込んで頭を打ち、救急車でやはりN中央脳神経外科に運ばれ、入院するという事故をおこしていたにも拘らず、訴外X及び同Yには右Iの事故に対する反省並びに生徒の生命身体に危険の生じるような事故の発生を未然に防止し、生徒の生命身体に対する安全を図るといふ、教育者としての基本的な姿勢が欠けていたといわなければならない。

本件プールは、25メートルの競技用プールとしての設計であり、南北両端の水深は満水時で1メートル20センチ、中央部は1メートル40センチで、南北両端から中央部に向けてゆるやかに傾斜しているところ、普段本件プールは満水させておらず、水深は南北両端近くでは1メートル5センチないし10センチしかなかったものである。

従つて、訴外X及び同Yとしては、高校生の体格からして、プールに飛び込んだ場合には、プールの底に頭部等を激突させることは充分予測しえた筈であるから、危険防止の為に、飛び込みを為す場合の危険性を特に力説し、生徒がプールを使用する場合には、常に教師の監督下で使用させるように、訴外Xは教職員を指揮監督して、プールの管理を徹底させ、生徒の生命身体を保護監督する義務を負っていたものであり、訴外Yは、直接に生徒を指導していた者として、常にプールにおける生徒の動静に注意し、自分がプールサイドにおりていくまでは、プールに入らないように注意するほか、常日頃からプールの水位などに注意して、飛び込みの危険性などあるときは、これを禁ずるなど、生徒のプール事故発生を未然に防止する措置をとる義務を負っていたものである。

それにも拘らず、前述の通り前年にも本件と同様な事故が発生していながら、訴外X及び同Yはこれに思いを至さず、訴外Xは同Yに対する指揮監督を怠り、同Yは前記の如き生徒のプール事故を未然に防止する措置をとるべき義務を怠り、自分は教室に入ったまま原告Aを放置した過失により、本件事故が発生したことは明らかである。

4. (被告の責任)

本件事故による原告Aの受傷は、被告O県の公務員である訴外Y、同Xが公権力の行使に際して為した前記過

学校における水泳事故とその対策

失に基くものであり、違法に原告らに後述の損害を蒙らせたのであるから、被告〇県は国家賠償法第一条第一項に基き、原告らの蒙った後述の損害を賠償する義務がある。

5. (原告Aの損害) 合計額金100,014,684円
- (1) 治療関係費 金4,939,684円
 - ① 治療費 金1,998,212円
 - ② 入院付添看護費 金1,015,842円
 - ③ 入院雑費(429日間 1日500円あて)
金214,500円
 - ④ 交通費 金1,528,330円
 - ⑤ 宿泊費
原告Aの病院探しのために、原告Bが各地のホテルで宿泊した際の宿泊費
金32,000円
 - ⑥ 医師及び看護婦への謝礼 金150,000円
- (2) 逸失利益 金42,500,000円
- (3) 介護料 金27,930,000円
- (4) 慰籍料 金20,000,000円

原告Aは未だ15才の若さで本件事故に遭い、その結果背髄損傷、それも第五頸椎脱臼骨折という非可逆性の極めて重篤な傷害であるため、上肢肘関節以下及び胸部以下は完全に運動麻痺、知覚麻痺を生じ、病院のベッドでの臥床生活を余儀なくされている。その症状は将来回復する見込みは全くなく、せつかくこの世に生を享けながら成年にも達しないうちにこのような悲惨な事故に遭い、これから死ぬまでその人間としての生涯の大部分を、あまりにも非人間的な病床生活で終らなければならない原告Aの肉体的精神的苦痛は堪え難いものがあり、これを慰藉するためには少なくとも後遺障害分も含め慰藉料として、金20,000,000円が相当である。

- (5) 弁護士費用 金4,645,000円
- (6) よって原告Aの損害は金100,014,684円である。

6. (原告B、同Cの損害) 各金4,415,000円
- (1) 慰藉料 各金4,000,000円

原告B、同Cの両名は、原告Aの父母であって、本件事故以前は同原告の県下の名門校N高等学校入学を喜び、大学医学部への進学を期待する幸福な生活を過してきたものであるところ、本件事故による受傷のため同原告に重大な後遺障害が残ったため、他の子供達の世話を犠牲にしても、同原告の終生にわたる介護をしなければならず、その生命を害された場合にも等しい精神的苦痛を受けている。よって原告B、同Cの精神的苦痛を慰藉する為には、各金4,000,000円が相当である。

- (2) 弁護士費用 各金415,000円

7. よって本件事故に基づく損害賠償として、原告等は被告に対して国家賠償法第1条第1項に基き、原告Aは金100,014,684円、同B、同Cは各金4,415,000円及び右各員に対する本訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで、いずれも民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求めべく、本訴に及んだ次第である。

学校における水泳事故とその対策

添 付 書 類

- 1. 戸籍謄本 1通
- 1. 訴訟委任状 2通

昭和51年8月19日

右原告等代理人

弁護士

H

H

N地方裁判所

民事部 御中

和 解 調 書

昭和56年2月9日

N地方裁判所和解室

裁 判 官

原 告

原告代理人

被告代理人

当事者間に次の通り和解成立

和 解 条 項

- 一、被告は原告らに対し、本件和解金として、原告らが日本学校安全会から給付を受けた金員のほかに、金1,500万円の支払い義務のあることを認める。
- 二、被告は、原告らに対し、前項の金員を昭和56年3月10日限り、原告代理人の銀行口座に振込んで支払う。
- 三、原告らは、その余の請求を放棄する。
- 四、当事者双方は、本件に起因し、本和解条項に定めるもののほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- 五、訴訟費用は各自の負担とする。

裁 判 書 記 官